

NTTは50歳退職再雇用制度を廃止せよ!!

LALUZ

2007年8月8日(水)第49号

N関労 西日本NTT関連労働組合

発行責任者 島本 保徳

連絡先: 尼崎市西長洲町2-2-1 NTT 尼崎別館内

Tel. 090-4070-6839 (横林賢二)

Eメール: w_nkanro@cpost.plala.or.jp

西本社団体交渉から

「アンケート調査」の実態と欺瞞

NTT西日本は昨年7月、さらなる構造改革(新たな業務運営の見直し)に伴い、西本社にマーケティング部を新たに立ち上げた。そのマーケティング推進部門マーケティングセンタ5カ所(大阪、大阪東、大阪南、兵庫、京都)に「満了型」を選択した社員のほとんどを集約し、マーケティング営業に従事させていることは幾度が報告しているが、今回は「アンケート調査」の実態や欺瞞性について先月11日に行われた交渉から抜粋し報告する。

(短くまとめたため、実際のやり取りや順序とは必ずしも一致しない)

組合) この4月から行われている新アンケート(N関労は拒否中)の問題点について整理していきたい。

まず、新アンケートの「設問3」では「インターネットの知識やサービス内容に関する情報は、普段、どこから得ていますか」とし、テレビ、新聞等11項目からの選択としているが、そもそもインターネット回線の情報のことなのか、または、インターネットサイトの情報なのかははっきりしない。

会社) インターネット全般の質問と思って欲しい。

組合) 兵庫センタで実際に新アンケートで調査業務を行っている10名にどう理解してアンケートを行っているか聞いてみると、回線と答えた者が1名、サイト全般が6名、回線とサイト全般も含むが3名。また、この10名中5名が「よく意味がわからない」「難しいので深くは考えていない」と答えている。

会社) 回線でも中身でも、広い意味でインターネットでの回答であれば間違いでない。

組合) 質問の意味がわからない人がいる。何のための質問かこちらがわからないとお客様に話せず適当になっている。アンケートとして分析できないのではないか。

会社) アンケートの捉え方が違うことは否定しない。社員がわからないということは理解する。声を受け止め反映したい。

組合) 上長がマーケティング営業についてわかっていない。この仕事に意味があるのか。役に立たない仕事をさせているだけで、いじめに他ならない。

会社) 仕事は価値があると考えている。アンケートの中身は皆さんの話を聞いて参考にしている。意見も含めて参考にさせてもらう。

組合) 我々が前回の交渉の宿題としていた「記名式の方が責任ある回答が得られ、精度が上がる、とした科学的根拠は何か」との質問に対し「科学的根拠はない」としている。アンケート業務をするにあたり、アンケート調査や統計学等の勉強は行ったのか。

会社) していない。

組合) それでは「科学的根拠がない」と言い切れる根拠も無いではないか。単なる思い込みだ。

会社) 名前を書くといふ切減な回答をかけない。

組合) どちらが正直に書くかが問題。名前を書くとき「本音」がでないことは、アンケート調査の常識だ。

会社) 答えたくなければ拒否するのではないのか。

(2ページにつづく)

(1ページより)

組合) 答えなくてもいいのであれば郵送で十分だ。郵送アンケートの調査結果を参考にすればよい。

マーケティングは、調査担当者が実際対面してデータをとるのだ。それをどう生かすかが重要だ。会社(NTT)の論理だけでやるといまいかげなものとなる。結局、どうでもいい仕事をさせているだけだ。

会社) 内容については認識した。マーケティングが重要という認識は労使で共通していると思う。アンケートがまったく役に立たないとは思わない。

組合) アンケート結果は、全くといっていいほど生かされていない。職場で中間報告がされたが、単なる集計結果の一覧表で、分析になっていない。それが営業戦略にどう生かされたかさっぱり理解できない代物だ。

会社) 報告については今後検討する。

組合) 会社は「記名式」にこだわっているが、ではなぜマーケティング営業発足の当初(昨年7月)に「無記名」でのアンケート調査で開始したのか。言っていることと矛盾する。

会社)・・・。

組合) リサーチであれば、調査は無記名が前提だ。やっているのは営業促進。営業なら名前は必須だ。そのために個人情報をとるのならわかる。

会社) 質問があれば回答する。考え方は変わらない。
組合) 組織としてこのアンケートで活動しないのか。

組合) われわれは、納得する仕事がしたいだけだ。新アンケートでの調査開始については組合で議論する。

この交渉について皆さんはどのような感想を持たれただろうか。マーケティング営業のお粗末さに思わず笑いがこみ上げてきた方も……。ただ、この行き当たりばったりの業務には5セント500名以上の社員が従事している事実をしっかりと認識していただきたい。

扶養手当が支払われていない!

N関労組合員であるM君(ネオメイトITオペレーションセンタ勤務)は、去る3月5日に、ご母堂を扶養家族として扶養手当の申請をおこなった。

ところが、4月の賃金には扶養手当が支払われていなかった。この間、申請の決済結果がなんら本人に通知されず、放置されたまま6月11日~20日の再申請時期を迎えた。結果的に再申請をして7月3日に再申請の決済結果が通知され、7月から扶養手当が支払われるようになったが、結果的に3月~6月の扶養手当が支払われなかった。

N関労はこのことに強く抗議し、7月18日、次のとおり会社に対して要求書を提出した。

要求内容

1. M組合員に対して、2007年3月~6月分の扶養手当並びに遅延したことによる金利として5%分を支払うこと。
2. 支払いが遅延したことに対する謝罪を文書でもって行うこと。
3. この間の扶養手当申請決済が遅延した理由について調査し、回答すること。
4. 現口ケーションにおいて職場の労務厚生担当の窓口と責任が明確でない。社員に対して周知徹底すること。

これに対して会社側は7月27日以下のとおり回答をした。

回答内容

M組合員の各種申請については、社内規程等に基づき、適正に対処しているところであります。

今後においても社内規程等の制度の運用については、会社の責任により適切に対処していく考えであります。

会社側の回答はゼロ回答であり、近日中に団体交渉で追及する予定である。

なおこの問題に関して神戸東労働基準監督署に問い合わせたところ、「就業規則に定まっていれば、会社側は過去にさかのぼって支払われなければならない。もし支払わないというのであれば、その理由を明らかにしてもらってください」ということであった。